

☑ ご相談・苦情に関するお問合せ窓口

コンタクトセンター お客さま総合ダイヤル	通話無料 0800-919-1525
	ビジネスフォン・IP電話(有料) 03-4235-5339
WEBからの お問合せ	受付時間 月～土 9:00-18:00 ※日・祝休日・年末年始はお休みさせていただきます。 ※サービス向上のため、通話内容を録音させていただきます。
	当社WEBサイト内「各種お問合せ窓口」から お問合せください。
耳や言葉の不自由な お客さま専用FAX窓口	通信無料 0120-638-098
	お問合せの際は、証券番号・契約者さまの氏名・ 生年月日・住所・返信先FAX番号をご記載ください。 ※お客さまの通話料は無料です。※返信は月～金の10:00～18:00に行います。 ※土・日・祝休日・年末年始は返信をお休みさせていただきます。

保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

【ナビダイヤル(通話料有料)】 **0570-022808** 【受付時間】 月～金 9:15～17:00(土日・祝休日・年末年始を除く)

※ナビダイヤルでは、各電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は適用されませんのでご注意ください。電話リレーサービス・IP電話からは 03-4332-5241 をご利用ください。

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

【代理店名】

引受保険会社 **アイペット損害保険株式会社**
 一般社団法人全国ペット協会 オフィシャルスポンサー | 公益社団法人日本獣医師会 法人賛助会員

コンタクトセンター

新規専用ダイヤル > **通話無料 0800-111-1525** ワンワンワン わんこにゃんこ

お客さま総合ダイヤル > **通話無料 0800-919-1525** クイック わんこにゃんこ

ビジネスフォン・IP電話の方はこちら【有料】 > **03-4235-5339**

受付時間 | 月～土 9:00-18:00 ※日・祝休日・年末年始はお休みさせていただきます

WEBからのお問合せ

当社WEBサイト内「各種お問合せ窓口」

アイペット 問合せ 検索
<https://www.ipet-ins.com/contact/>

当商品につきまして、代理店は保険契約締結の媒介を行います。保険契約は、お客さまの保険契約のお申込みに対してアイペット損害保険株式会社が引受けの承諾を行った場合に限り成立します。



環境に配慮した植物油インキを使用しています。

E0539-10(25.03) 第2504-012(27.09)

ワンちゃん/ネコちゃんのペット保険



【新生児用新規契約に係る特別補償期間設定特約付ペット医療費用保険】

重要事項説明書 ご契約のしおり

本冊子は、ご契約について大切なことをわかりやすく説明しております。

ご一読いただき、契約満了まで大切に保管してください。

ご注意

ご契約の内容は、保険種類に応じた「普通保険約款・特約」によって定まります。重要事項説明書は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳しくは「普通保険約款・特約」「ご契約のしおり」をお読みください。

※保険契約者と記名被保険者が異なる場合には、重要事項説明書に記載の事項を記名被保険者の方に必ずご説明ください。なお当社はペーパーレス化を推進しており、「普通保険約款・特約」「ご契約のしおり」は当社のWEBサイトおよびマイページにてご確認ください。ご不明な点がある場合は、コンタクトセンターお客さま総合ダイヤルまでお問合せください。



ペーパーレス化に対する取組み - I LOVE ECO - について

地球環境保護のため、紙媒体でお送りする各種通知物の送付を省略させていただくことです。当社では、地球環境問題の取組みのひとつとして、帳票作成にかかる紙などの資源・エネルギーの削減を目指し、ペーパーレス化を推進しております。「普通保険約款・特約」「ご契約のしおり」はWEBサイトおよびマイページ*で、「保険証券」「継続案内」「継続証」はマイページ*で、いつでも閲覧・ダウンロードいただけます。地球環境保護のため、紙媒体の通知物送付省略にご協力いただきますようお願いいたします。
ご賛同いただける場合は、お申込みの際にお申し出ください。



*マイページとはお客さま専用のインターネットサービスで、マイページを閲覧するには、新規登録のお手続きが必要となります。新規登録には証券番号の入力が必要です。後日お送りする保険証、またはご契約手続き完了のご案内に記載がございますので、お手元に到着後、ご登録ください。

うちの子に一生の愛を
ipet アイペット損保 | 第一生命グループ

※当社は、2026年4月1日に「第一アイペット損害保険株式会社」に商号変更いたします。

目次

用語の説明	2
重要事項説明書	3
ご契約のしおり	12
ご契約について	
クーリングオフ制度（お申込みの撤回等）	13
商品の仕組み	14
補償内容	15
保険期間	17
保険料と割引について	17
自動継続	17
保険料の払込み	19
解除・失効と返還保険料	20
対象ペットの死亡と返還保険料	21
契約者情報等の変更	22
親族登録制度	22
保険金のご請求について	
保険金請求手続きの流れ	24
窓口精算	25
直接請求	26
ペット賠償責任特約	27
個人情報・制度について	
個人情報の取扱い	30
会社破綻時の取扱い	30
ご相談・苦情に関するお問合せ窓口	31

用語の説明		
カ	解除	保険契約者のお申し出があった場合や、保険契約者が保険契約上の義務を履行されなかった場合に、保険会社が保険契約を終了させることをいいます。 【例】解約（保険契約者のお申し出により、保険期間の途中で保険契約を解除すること）、告知義務違反、初回保険料の未払い 等
キ	記名被保険者	保険の対象となるペットの飼い主（個人）の方で、保険証券等に記載の方をいいます。
コ	告知事項	重要な事項のうち、「保険契約申込書 / 告知書 / 意向確認書」の記載事項とすることによって当社が告知を求めたものをいいます。
シ	失効	保険契約の全部または一部の効力を、その時以降将来に向かって失うことをいいます。 【例】ペットの死亡、保険料の未払い 等
	支払限度日数（回数）	保険証券等に記載の、通院・入院・手術ごとに定める保険金をお支払いできる限度日数（手術の場合は限度回数）をいいます。
	支払限度額	保険証券等に記載の、通院・入院・手術ごとに定める保険金をお支払いできる限度額をいいます。
	手術	診療を目的とし、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すことをいい、全身麻酔を用いた次のいずれかの処置も含むものとします。 ① 歯科処置 ② 整形外科疾患の非観血的処置 ③ 食道・胃等における異物除去目的または組織採取目的のための内視鏡的処置
	傷病	傷害（ケガ）・・・急激かつ偶然な外来の事故によって対象ペットの身体に被った傷害をいいます。なお、この傷害には身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入・吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食物中毒およびウイルス性食中毒は含みません。 疾病（病気）・・・獣医学の水準から判断して、対象ペットの身体の状態が異常であると診断される身体の障害であって、傷害以外の場合をいいます。 中毒症状・・・継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
タ	対象ペット	保険証券等に記載の、保険の対象となる犬・猫をいいます。
ツ	通院	診療が必要な場合において、動物病院に通わせ、診療を受けることをいいます。
ト	動物病院	獣医療法（平成 4 年法律第 46 号）に定める診療施設をいいます。
ニ	入院	診療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、対象ペットを動物病院に入れ、常に獣医師の管理下において治療に専念させることをいいます。
ハ	払込期日	保険契約者に保険料を払込みいただく期日をいいます。
ヒ	被保険者	主にペットの飼い主の方で、補償を受けられる方（保険金を請求できる方）をいいます。
ホ	保険金	支払事由が生じた場合に、実際に当社がお支払いする金銭をいいます。
	保険契約者	保険契約をお申込みになる方で、保険契約上のさまざまな権利・義務（保険料の支払義務等）を有します。
	保険証券	対象ペット・保険契約者・被保険者、支払限度額や保険期間などの契約内容を具体的に記載したもの（マイページ上の WEB 保険証券を含みます）をいいます。
	保険料	ご契約いただく保険の内容に基づき、保険契約者から当社に払込みいただく金銭のことです。
	補償開始日	保険期間の初日であり、「始期日」をいいます。
マ	補償割合	保険事故により生じた損害の額に対して、保険金として支払われるべき金額の割合をいいます。
	満期日	保険期間の末日をいいます。
ミ	満期解約	満期日をもって契約が終了することをいいます。
	未経過期間	保険期間の途中で、解除等が発生した場合、その解除等の日の翌日から保険期間の末日までの期間をいいます。
ム	無効	保険契約のすべての効力が、保険契約締結時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。
ヤ	約款（やっかん）	契約内容を具体的に記したもので、普通保険約款と特約があります。

重要事項説明書

重要事項説明書は、ご契約に際し特にご確認いただきたい重要な事項
（「契約概要」「注意喚起情報」）を記載したものです。
内容を十分ご理解のうえ、お申込みいただくようお願いします。

アイコンの 説明		保険商品の内容をご理解いただくための事項
		ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、 特にご注意いただきたい事項
		「ご契約のしおり」に記載されている事項

1 契約前におけるご確認事項

(1) 商品の仕組み

契約概要



P.14 商品の仕組み

ペット保険「うちの子プラス」の対象となるペット（以下、「対象ペット」といいます）は、コンパニオンアニマル（愛がん動物または伴侶動物）として飼育することを目的とし、動物取扱業者によって販売された*1 補償開始日時点における年齢が1歳未満の犬*2または猫です。対象ペットが保険期間中に傷病を被り、日本国内の動物病院で診療を受けた場合に、被保険者が負担した診療費について所定の範囲内で補償します。なお、当商品ははじめの1か月目（第1保険期間）と2～12か月目（第2保険期間）で補償の内容が異なり、傷病の原因が生じた時に応じた保険期間の補償内容となります。

詳しくは「ご契約のしおり」をご確認ください。

*1 当社が特別に認めた場合を除きます。

*2 身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）に定める盲導犬・介助犬、および聴導犬を含みます。

(2) 補償の概要

① 基本となる補償

契約概要

注意喚起情報



P.15 補償内容

■保険金をお支払いする主な場合

対象ペットが保険期間中に傷病を被り、日本国内の動物病院で診療を受けた場合に保険金をお支払いします。
なお、保険金は、補償の対象となる診療費に補償割合を乗じた額、かつ保険証券等記載の支払限度額および支払限度日数（回数）の範囲内でお支払いします。

■保険金をお支払いできない主な場合

保険期間前に被った傷病 先天性異常 等	■保険期間が始まる前から被っていた傷病 ■保険期間が始まる前に既に獣医師の診断により発見されていた先天性異常		
ワクチン等の予防接種 により予防できる病気	■犬パルボウイルス感染症 ■犬ジステンパーウイルス感染症 ■犬パラインフルエンザ感染症 ■犬伝染性肝炎 ■犬アデノウイルス2型感染症 ■狂犬病 ■犬コロナウイルス感染症 ■犬レプトスピラ感染症 ■猫汎白血球減少症 ■猫カリシウイルス感染症 ■猫ウイルス性鼻気管炎 ■猫白血病ウイルス感染症 ※疾病の発症日がその予防措置の有効期間内であった場合および対象ペットの健康状態等の理由で予防措置を講じることができないと獣医師が判断したことが認められる場合を除きます。		
予防に関する費用 等	■予防目的の診療費・ワクチン接種費用 ※ワクチン接種が原因で生じた傷病に対する診療費を除きます。		
	■フィラリア・ノミ・ダニ等の駆虫薬および薬剤投与等の処置に要する費用 ※傷病の治療に対してこれらの駆虫薬を用いる場合を除きます。		
妊娠・出産、 身だしなみ・美容 等	■交配・妊娠・出産（早産、帝王切開、流産、人工流産を含みます）ならびにそれらによって生じた症状および傷病		
	■去勢、避妊、歯石取り、歯切り・歯削り（不正咬合を含みます）、爪切り（狼爪の除去を含みます）、耳掃除、肛門腺しぼりおよびこれらに伴う処置ならびに乳歯遺残、停留鞏丸、臍ヘルニア、そけいヘルニアに対する処置 ※他の傷病の治療の手段としてこれらの処置またはこれらに対しての処置を行った場合を除きます。 ■断耳・断尾および美容を目的とした処置		
健康診断・代替医療 等	■健康体に行われる検査・健康診断 等 ■中国医学（鍼灸を除きます）、インド医学、ハーブ療法、アロマセラピー、ホメオパシー、温泉療法および酵素療法等の代替医療		
健康食品・医薬部外品 等	■入院中の食餌に該当しない食物および療法食 ■獣医師が処方する医薬品以外のもの（サプリメント等の健康補助食品、医薬品指定のない漢方薬・医薬部外品 等）		
治療費以外の費用 等	■シャンプー剤（効果・効能、薬剤の種別を問わず、シャンプーの用途に用いられるもの）、イヤークリーナー ※動物病院内での処置に用いられた場合を除きます。		
	■時間外診療費および往診料等の診察加算料（初診料・再診料・検査料・処置料・手術料等の基本の診療費に加算される費用）、ペットホテルまたは預かり料、散歩料、入浴費用（トリミング・グルーミング等に係る費用を含み、獣医師の指示により動物病院内で行われる薬浴に係る費用は除きます）、文書料、薬剤等の配達料、カウンセリング料、相談料、指導料、セカンドオピニオンおよびこれらと同種の費用 ■安楽死、遺体処置および解剖検査 ■マイクロチップの埋込費用		
自然災害によるもの	■地震または噴火、これらによる津波、風水害等の自然災害によって被った傷病		
保険契約者・被保険者の行為によるもの	■保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によって被った傷病 等		

保険金をお支払いできない場合について詳しくは、「約款」をご確認ください。

② 主な特約とその概要

契約概要

主な特約と概要は以下のとおりです。

(特約の詳細および記載のない特約については、「ご契約のしおり」「約款」をご確認ください)

自動セット特約	・新生児用新規契約に係る特別補償期間設定特約 補償開始日時点における対象ペットの年齢が1歳未満のペット(新生児)に適用され、はじめの1か月目(第1保険期間)の補償割合が100%となります。 なお、継続契約には適用されません。 ・継続契約特約 当社または保険契約者のいずれか一方より別段の意思表示がない場合には、自動的に保険契約が継続されます。
任意セット特約 ご契約時のお申し出により、当社が引き受ける場合にセットされる特約	・ペット賠償責任特約 日本国内において、被保険者さまが管理している犬または猫が、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりする等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。
ご契約条件に応じてセットされる主な特約	・初回保険料払特約 保険料を口座振替等の方法により払い込む場合に適用されます。 ・分割払特約 年額保険料(1年間に支払う保険料の総額)を12回に分割して払い込む場合に適用されます。 ・クレジットカード払特約 保険料をクレジットカードにより払い込む場合に適用されます。

③ 補償の重複

注意喚起情報

被保険者さまが、既に同一のペットを対象とするほかの同種の保険商品(当社以外の保険契約・特約を含みます)をご契約されている場合には、補償範囲が重複することがあります。その場合、実際の診療費・損害賠償額(100%)を超えて保険金のお支払いを受けることはできません。補償内容等をよく確認したうえでお申込みください。

補償内容	補償の重複が生じる他の保険契約の例
通院 / 入院 / 手術補償	当社または他社のペットの診療費を補償する保険
ペット賠償責任特約	当社または他社のペットによる賠償責任を補償する保険 ※ペット保険以外の保険(自動車保険等)に付帯される個人賠償責任特約等を含む。

※当商品は同一のペットに対して複数のご契約をすることはできません。([うちの子]との重複契約もできません。)

④ 補償プランの設定

契約概要

 P.15 補償内容

第1保険期間と第2保険期間とでは、補償割合、支払限度額・日数(回数)が異なります。

第2保険期間の補償プランはお申込み時にご選択いただけます。

なお、ご契約いただいた補償プランは保険証券等にてご確認ください。

当商品の補償プランについては「ご契約のしおり」をご確認ください。

⑤ 被保険者の範囲

契約概要

 P.23 保険金のご請求について

主にペットの飼い主の方で、補償を受けられる1～4の方(保険金を請求できる方)をいいます。

1 保険証券等記載の被保険者(記名被保険者)	2 記名被保険者の配偶者(内縁の相手方*1および同性パートナー*2を含みます)
3 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族	4 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子

*1 婚姻の届出をしていないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。

*2 戸籍上の性別が同一であるものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいいます。

※ 内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思)をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合に限り、配偶者を含みます。

⑥ 保険期間および補償の開始・終了時期

契約概要

注意喚起情報

 P.17 保険期間

■ 保険期間

当商品の保険期間は1年です。

■ 補償開始の時期(補償開始日)

当商品の補償は、対象ペットの引渡日または申込日のいずれか遅い日より始まります。

 補償開始の前に被っていた傷病に対しては、保険金をお支払いできません。

■ 補償終了の時期(満期日)

保険期間の最終日の午後12時をもって補償は終了します。

⑦ 引受条件など

契約概要

 P.14 商品の仕組み

a. 保険の対象となるペットは、ペットの引渡しから1か月間にお申込みいただいた次のすべての条件に該当する場合に限り
ます。

- ・動物取扱業者によって販売された*1犬*2または猫であること。
- ・コンパニオンアニマル(愛がん動物または伴侶動物)として飼育されること。
- ・補償開始日(引渡日または申込日のいずれか遅い日)におけるペット年齢が1歳未満であること。

b. 保険契約者が、日本国内に在住の個人または法人に限りま

*1 当社が特別に認めた場合を除きます。

*2 身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)に定める盲導犬・介助犬、および聴導犬を含みます。

 告知内容により、お引受けできない場合があります。
・既に当該ペットが他のペット保険に加入している場合は、当商品にお申込みできない場合があります。
・保険契約者が15歳未満の場合はお申込みできません。また、18歳未満の場合は親権者の同意が必要となる場合があります。

(3) 保険料の決定の仕組みと払込方法等

① 保険料決定の仕組み

契約概要

保険料は、補償プラン、対象ペットの品種・年齢・体重等により決定します。実際の保険料は、保険証券等の「保険料のお支払内容」欄をご確認ください。なお、継続後の商品はペット保険「うちの子」(P.18参照)となり、保険料は満期日の属する月の約3か月前に「継続契約についてのご案内」にてお知らせします。また、保険料は、所定の年齢層において、対象ペットの年齢が上がることにより毎年変わります。

 商品改定等により、継続契約の保険料が変更になる場合があります。その際は「継続契約についてのご案内」等にて別途お知らせします。

② 保険料の払込方法・回数

契約概要

注意喚起情報

 P.19 保険料の払込みについて

保険料の払込方法は、「クレジットカード払」「口座振替」からご選択いただけます。また、保険料の払込回数は、一括して払い込む「年払」または毎月払い込む「月払」からご選択いただけます。年間で払い込んでいただく保険料の総額は「年払」の方が「月払」より約3%少なくなります。

保険料の払込みスケジュールは「ご契約のしおり」をご確認ください。

③ 保険料の払込猶予期間等の取扱い

注意喚起情報

 P.19 保険料の払込猶予期間等の取扱い

払込期日の翌日から払込期日の属する月の翌月末日までは、保険料の払込猶予期間となります。払込猶予期間を過ぎても保険料の払込みがなかった場合には、保険契約は解除または失効となります。保険契約が失効となった場合、失効日からその日の属する月の翌々月末日まで(復活可能期間)は、当社の承諾を得て保険契約を復活することができます。

 払込猶予期間中の診療分の保険金請求については、未払込みの保険料の払込み確認後に保険金をお支払いします。
・失効日から復活した時までの間に、対象ペットが被った傷病および発生した診療費については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

(4) 保険料と割引について

契約概要

注意喚起情報



P.17 保険料と割引について

多頭割引

多頭割引は、ご契約時点*¹で次の条件のすべてを満たす場合、2件目以降のご契約に適用されます。

▶ 割引対象商品を複数ご契約している場合

▶ 同一の保険契約者であること（「氏名・住所・生年月日・電話番号」の4点が他契約と一致していること）が確認できる場合

2件目以降のご契約に 次の割引を適用します。	契約数	2～3	4以上
	割引率	2%	3%

- !

- ・ご契約後に契約数や契約内容が変更になっても、ご契約後の割引率は継続時まで変更になりません。
 - ・1件目のご契約は割引が適用されません。*²ただし、補償開始日が同一となる契約が複数ある場合に限り、1件目にも割引を適用します。
 - ・ご契約の解約、クーリングオフ等により、ご契約時点*¹で他の契約の確認ができないなど、割引が適用されない場合があります。

*¹ お申込みを当社にて受け付け、当社の審査が完了（引受承諾）した日をいいます。継続契約も同様とします。

*² ご契約の順番は、補償開始日の早い順となります。

(5) 満期返戻金・契約者配当金

契約概要

この保険には、満期返戻金・契約者配当金はありません。

2 契約時におけるご注意事項

(1) 告知義務（申込書の記載上の注意事項）

注意喚起情報

申込書に記載の保険契約者または被保険者となる方は、保険契約締結の際、当社が告知を求めた事項（告知事項）について事実を正確に告知する義務（告知義務）があります。告知事項について記載がない場合や、記載内容が事実と異なる場合には、告知義務違反として保険契約を解除させていただくことや、保険金が支払われないことがあります。*

* 告知事項の記載の有無にかかわらず、保険期間が始まる前から被っていた傷病など、保険金をお支払いできない場合があります。

- [ペット保険の主な告知事項]
- ・対象ペットの情報
 - ・他のペット保険の加入の有無

(2) クーリングオフ制度（お申込みの撤回等）

注意喚起情報



P.13 クーリングオフ制度

契約のお申込み後であっても、お申込みの撤回または契約の解除（以下、「クーリングオフ」といいます）を行うことができます。ただし、継続後（2年目以降）はクーリングオフはできません。

- !

既に保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、知らずにクーリングオフをお申し出の場合は、お申し出の効力は生じないものとします。

クーリングオフのお手続き方法について詳しくは、「ご契約のしおり」をご確認ください。

3 契約後におけるご注意事項

(1) 通知義務等

注意喚起情報



P.22 契約内容の変更について

保険契約者の住所または連絡先が変更になったなど、保険証券等記載事項に変更があった場合は、インターネット上のマイページにて変更のお手続きまたは変更に必要な書類のお取寄せをしていただくか、コンタクトセンターお客さま総合ダイヤルまでご連絡ください。なお、告知事項に変更事由が生じたことを当社に通知しなかった場合には、保険契約を解除させていただくことや、保険金が支払われないことがありますのでご注意ください*。ただし、対象ペットが傷病を被る前に、告知事項の訂正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合には、告知義務違反として保険契約を解除することはありません。

* 当社への通知の有無にかかわらず、保険期間が始まる前から被っていた傷病など、保険金をお支払いできない場合があります。

(2) 解除・失効と返還保険料

契約概要

注意喚起情報

保険契約を解約（保険契約者のお申し出により、保険期間の途中で保険契約を解除すること）される場合や、対象ペットが死亡した場合（失効）には、[お電話または書面での手続き](#)が必要となります。

① 保険契約を解約する場合



P.20 解除・失効と返還保険料

保険契約を解約する場合は、コンタクトセンターお客さま総合ダイヤルまでご連絡ください。解約のお手続き方法や返還保険料についてご案内します。

- ・解約日は当社に解約の申出をいただいた日（解約申出日）の、次に到来する始期応当日*の前日となります。書類でのお手続きの場合、解約申出日は解約書類が当社に到着した日となり、解約申出日の次に到来する始期応当日*の前日が解約日となります。

* 始期応当日とは、ご契約後の保険期間中に迎える毎月の補償開始日に相当する日（同じ日）のことです。

年払の場合

領収した保険料より、既経過期間*に対応する短期料率によって計算した保険料を差し引いた額を、所定のお手続き完了後に返還します。なお、保険期間の途中で解約された場合の返還保険料は、払い込んでいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となりますのでご注意ください。

* 既経過期間は月単位の期間となります。日単位ではないためご注意ください。

「うちの子プラス」の短期料率

既経過期間		1か月 まで	2か月 まで	3か月 まで	4か月 まで	5か月 まで	6か月 まで	7か月 まで	8か月 まで	9か月 まで	10か月 まで	11か月 まで	1年 まで
第2保険 期間の 補償プラン	70% プラン	34%	40%	46%	52%	58%	64%	70%	76%	82%	88%	94%	100%
	50% プラン	35%	41%	47%	53%	59%	65%	71%	77%	82%	88%	94%	100%
	30% プラン	39%	44%	50%	55%	61%	66%	72%	78%	83%	89%	94%	100%

※ ペット賠償責任特約の短期料率について詳しくは、「ご契約のしおり」をご確認ください。

月払の場合

返還保険料はありません。

- !

既経過期間に対応する保険料のうち未払込みの保険料がある場合は、その分を請求します。

お手続き等について詳しくは、「ご契約のしおり」をご確認ください。

② 対象ペットが死亡した場合



P.21 対象ペットの死亡と返還保険料

対象ペットが死亡した場合、保険契約は失効となります。この場合、領収した保険料より未経過期間に対応する保険料を日割りをもって計算した額を、所定のお手続き完了後に返還します。

- !

対象ペットが死亡した日を証明する書類（診療明細書・死亡診断書 等）がある場合は、ペットが死亡した日からご契約が失効となります。ペットが死亡した日を証明する書類がない場合は、当社に死亡のお申し出をいただいた日からご契約は失効となります。

お手続き等について詳しくは、「ご契約のしおり」をご確認ください。

③ 重大事由による解除

次のいずれかの事由に該当する場合は、保険契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- 保険契約者または被保険者が、当社に保険金を支払わせることを目的として対象ペットに傷病を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- 被保険者が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- 保険契約者が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと等。
- 上記のほか、保険契約者または被保険者が、a ～ c と同程度に当社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(3) 契約内容の変更

注意喚起情報



P.22 契約内容の変更について

保険期間中に補償内容の変更はできません。

その他の契約者情報等の変更について詳しくは、「ご契約のしおり」をご確認ください。

4 その他ご留意いただきたいこと

(1) 自動継続

契約概要

注意喚起情報



P.17 自動継続について

当商品は、すべてのご契約に「継続契約特約」が適用されます。継続を希望されない場合は、お電話または書面でのお手続きが必要となりますので、当社より満期日の属する月の約3か月前にお知らせする「継続契約についてのご案内」の内容に従ってお手続きをしてください。なお、継続時には「新生児用新規契約に係る特別補償期間設定特約」は適用しません。ペット保険「うちの子」(P.18 参照)への継続となり、1年を通じて同一の補償割合となります。



- 自動継続できない場合や、商品改定等により保険料、補償内容、約款等が変更となる場合があります。その際は「継続契約についてのご案内」等にて別途お知らせします。
- 保険料は、所定の年齢層において、対象ペットの年齢が上がることにより毎年変わります。

お手続き等について詳しくは、「ご契約のしおり」をご確認ください。

(2) 保険金の請求

注意喚起情報



P.23 保険金のご請求について

当社に直接保険金を請求する際は、保険金の請求手続きに必要な書類を当社へご郵送ください。

アイペット対応動物病院の窓口で「保険証」または「マイページ画面」を提示して診療を受けられた場合(窓口精算)は、被保険者さまに代わってその対応動物病院が保険金を請求・受領することになりますので、お客さまが保険金請求書類の記入や郵送をする必要はありません。なお、窓口精算は第2保険期間が始まってからか、初回保険料の払込みが当社にて確認できた日のいずれか遅い時からご利用できます。

請求方法について詳しくは、「ご契約のしおり」をご確認ください。

(3) 保険金をお支払いする時期

注意喚起情報



P.26 直接請求について

保険金の請求手続きに必要な書類等のすべてを当社が受理した日から、その日を含めて30日以内に保険金をお支払いします。ただし、特別な調査・照会等が必要となる場合は、「約款」で別途定める日数を経過する日までに保険金をお支払いします。

詳しくは、「ご契約のしおり」をご確認ください。

(4) 現在のご契約の解約を前提とした新たなご契約のご注意(不利益)について

注意喚起情報

- 新たな保険契約のお申込みをされる場合、対象ペットの健康状態などにより、条件付きのお引受けとなることや、お引受けできないことがあります。
- 新たな保険契約の補償開始日より前に生じている病気やケガなどに対しては、保険金をお支払いできないことがあります。
- 現在の保険契約の解約日と新たな保険契約の補償開始日が異なる場合、その間の補償が途切れることや、補償が重複し、保険料が二重払いになることがあります。

- 現在の保険契約を解約される場合、払込方法によっては解約返戻金がないか、払い込んでいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。
- 新たな保険契約では、補償内容や保険料が現在のご契約と異なることがありますので、必ずご契約内容をご確認ください。

(5) 保険料控除

注意喚起情報

当商品は、保険料控除の対象になりませんのでご注意ください。

(6) 取扱代理店の権限

注意喚起情報

当社の代理店は、保険契約についての締結の媒介を行っておりますが、保険契約締結、保険料の収受および領収書の交付、告知の受領権などの代理権を有しておりません。

(7) 保険会社破綻時等の取扱い

注意喚起情報



P.30 会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しております。当商品は「損害保険契約者保護機構」の対象となるため、引受保険会社が破綻した場合でも保険金、解約返戻金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻後3か月間に発生した事故による保険金は100%補償されます。

(8) 個人情報の取扱い

注意喚起情報



P.30 個人情報の取扱い

当社の個人情報の取扱いについては以下のとおりとさせていただきます。

① 個人情報の適正な取得

当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。

② 個人情報の利用目的

当社は、取得した個人情報(個人番号および特定個人情報を除く)を、以下の目的に必要な範囲で利用します。

- 損害保険業務および付帯・関連するサービスの販売・案内・提供(保険契約の引受審査、維持・管理、損害査定業務等)
- 当社グループ会社・提携先企業とその関連会社・当社代理店・その他の当社が有益と判断した企業・団体等の商品・サービス・イベントキャンペーン・セミナー等に関する情報の案内
- 市場調査およびデータ分析やアンケート等による保険商品や関連するサービス等の研究・開発
- 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
- お問合せ・依頼等への対応、その他お客さまとの取引を適切かつ円滑に履行するため

③ 個人データの第三者への提供

当社は、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データ(個人番号および特定個人情報を除く)を提供しません。

- 法令に基づく場合
- 当社の業務遂行上必要な範囲で、保険代理店等の業務委託先に提供する場合
- 第一生命ホールディングス株式会社および第一生命ホールディングスの子会社等および提携先企業とその関連会社との間で共同利用を行う場合
- 損害保険会社等の間で共同利用を行う場合

④ 個人データおよび特定個人情報等の取扱いの委託

当社は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人データおよび特定個人情報等の取扱いを外部に委託することがあります。当社が外部に個人データおよび特定個人情報等の取扱いを委託する場合には、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。当社では、例えば次のような場合に、個人データおよび特定個人情報等の取扱いを委託します。

- 保険契約の募集に関わる業務
- 損害調査に関わる業務
- 情報システムの開発・保守・運用に関わる業務
- 支払調書等の作成および提出に関わる業務
- 個人番号関係事務に関わる業務

当社の個人情報の取扱いに関する詳細はプライバシーポリシー (<https://www.ipet-ins.com/privacypolicy>) をご確認ください。

(9) ご相談・苦情に関するお問合せ窓口

CONTACT CENTER
お客様総合ダイヤル

通話無料 0800-919-1525
ビジネスフォン・IP電話(有料) 03-4235-5339
受付時間 | 月～土 9:00-18:00
※日・祝休日・年末年始はお休みさせていただきます。
※サービス向上のため、通話内容を録音させていただきます。

WEBからの
お問合せ

当社WEBサイト内「各種お問合せ窓口」からお問合せください。

アイベット 問合せ 検索
https://www.ipet-ins.com/contact/

耳や言葉の不自由な
お客様専用FAX窓口

通信無料 0120-638-098
※お客様との通話料は無料です。※返信は月～金の10:00～18:00に行います。
※土・日・祝休日・年末年始は返信をお休みさせていただきます。

お問合せの際は、証券番号・契約者さまの氏名・生年月日・住所・返信先FAX番号をご記載ください。

保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

注意喚起情報

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター
【ナビダイヤル(通話料有料)】 **0570-022808** 【受付時間】 月～金 9:15～17:00(土日・祝休日・年末年始を除く)
※ナビダイヤルでは、各電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は適用されませんのでご注意ください。電話リレーサービス・IP電話からは 03-4332-5241 をご利用ください。
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

ご契約のしおり

ご契約内容の各種手続きや保険金のお受取りまでの流れ等、
ご留意いただきたいことをご説明しております。

11

12

ご契約について

☑ クーリングオフ制度(お申込みの撤回等)

契約のお申込み後であっても、お申込みの撤回または契約の解除(以下、「クーリングオフ」といいます)を行うことができます。ただし、継続後(2年目以降)はクーリングオフはできません。

手続き方法

クーリングオフされる場合は、ご契約の申込日からその日を含めて8日以内に下記まで郵便(ハガキ・封書)またはEメールにてご通知ください。
クーリングオフは当社代理店では受付できませんのでご注意ください。

※クーリングオフの場合には、既に払い込んでいただいた保険料を全額お返しします。
また、当社および当社代理店は、クーリングオフによる損害賠償または違約金を一切請求しません。

郵便宛先 ※郵便の場合は8日以内の消印有効

〒258-8511 神奈川県足柄上郡大井町上大井131-1
第一生命新大井事務所 DBS発送事業本部
アイペット損害保険株式会社 クーリングオフ受付係

クーリングオフ受付専用メールアドレス ※メールの場合は8日以内の発信日有効

cooling-off@ipet-ins.com

上記メールアドレスはクーリングオフ以外の問合せに関する受付・回答はできませんのであらかじめご了承ください。

記載必要事項

- ① 契約をクーリングオフする旨の内容
- ② 契約を申し込まれた方の氏名・住所・電話番号
- ③ 契約の申込日
- ④ 契約の商品名・プラン(例：うちの子70%)
- ⑤ 申込番号(申込書控えをお持ちの場合)

❗ 既に保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、知らずにクーリングオフをお申し出の場合は、お申し出の効力は生じないものとします。

☑ 商品の仕組み

ペット保険「うちの子プラス」の対象となるペット(以下、「対象ペット」といいます)は、コンパニオンアニマル(愛がん動物または伴侶動物)として飼育することを目的とし、動物取扱業者によって販売された*1補償開始日時点における年齢が1歳未満の犬*2または猫です。

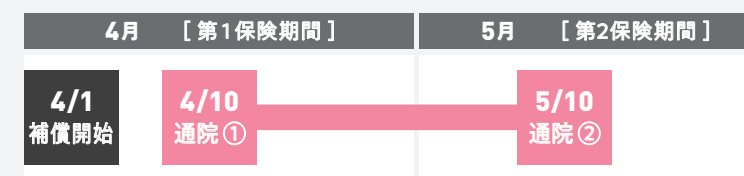
対象ペットが保険期間中に傷病を被り、日本国内の動物病院で診療を受けた場合に、被保険者さまが負担した診療費について所定の範囲内で補償します。なお、当商品ははじめの1か月目(第1保険期間)と2～12か月目(第2保険期間)で補償の内容が異なり、傷病の原因が生じた時に応じた保険期間の補償内容となります。

*1 当社が特別に認めた場合を除きます。

*2 身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)に定める盲導犬・介助犬、および聴導犬を含みます。

はじめの1か月目(第1保険期間)に発生した傷病について

【例】4/1に「うちの子プラス」70%プランをご契約、4/10に通院を行い、5/10に経過観察で1回通院した場合



※②の通院も、第1保険期間中に発生した傷病に関するもののため、第1保険期間の補償割合(100%)および支払限度額・支払限度日数(回数)での補償となります。

※第1保険期間に発生した傷病による通院①②は、アイペット対応動物病院の「窓口精算」をご利用いただけませんのでご注意ください。

❗ ペット保険「うちの子プラス」は2年目以降はペット保険「うちの子」(P.18参照)での継続となります。

ペット保険「うちの子プラス」新規ご契約条件

① 保険の対象となるペットは、ペットの引渡しから1か月間にお申込みいただいた次のすべての条件に該当する場合に限ります。

- ・動物取扱業者によって販売された*1犬*2または猫であること。
- ・コンパニオンアニマル(愛がん動物または伴侶動物)として飼育されること。
- ・補償開始日(引渡し日または申込日のいずれか遅い日)におけるペット年齢が1歳未満であること。

② 保険契約者が、日本国内に在住の個人または法人に限ります。

*1 当社が特別に認めた場合を除きます。

*2 身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)に定める盲導犬・介助犬、および聴導犬を含みます。

❗ ・告知内容により、お引受けできない場合があります。
・既に当該ペットが他のペット保険に加入している場合は、当商品にお申込みできない場合があります。
・保険契約者が15歳未満の場合はお申込みできません。また、18歳未満の場合は親権者の同意が必要となる場合があります。

☑ 補償内容

保険金をお支払いする主な場合

対象ペットが保険期間中に傷病を被り、日本国内の動物病院で診療を受けた場合に、保険金をお支払いします。なお、保険金は、補償の対象となる診療費に補償割合を乗じた額、かつ保険証券等記載の支払限度額および支払限度日数(回数)の範囲内でお支払いします。*

*2か月目以降はお申込み時にご選択いただいたプランで補償します。

補償プラン 保険期間：1年間	はじめの1か月間 (第1保険期間)	2か月目 ～ 12か月目 (第2保険期間)		
	プラン共通	70%プラン	50%プラン	30%プラン
補償割合	100%	70%	50%	30%
通院 [支払限度額・日数]	1日あたり 25,000円まで [10日まで]	1日あたり 12,000円まで [21日まで]	1日あたり 12,000円まで [21日まで]	1日あたり 9,000円まで [21日まで]
入院 [支払限度額・日数]	1日あたり 25,000円まで [10日まで]	1日あたり 30,000円まで [21日まで]	1日あたり 12,000円まで [21日まで]	1日あたり 9,000円まで [21日まで]
手術 [支払限度額・日数]	1回あたり 10万円まで [1回まで]	1回あたり 15万円まで [2回まで]	1回あたり 10万円まで [2回まで]	1回あたり 4万円まで [2回まで]

❗ 保険期間中に補償内容(プラン等)の変更はできません。

通院とは	診療が必要な場合において、対象ペットを動物病院に通わせ、診療を受けることをいいます。 >>> 1日に2回以上通院した場合であっても、「通院1日」の支払限度額の適用となります。	
入院とは	診療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、対象ペットを動物病院に入れ、常に獣医師の管理下において治療に専念させることをいいます。 >>> 日帰り入院の場合は、「入院1日」の適用となります。	
手術とは	診療を目的とし、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除・摘出等の処置を施すことをいい、全身麻酔を用いた次のいずれかの処置も含むものとします。 ① 歯科処置② 整形外科疾患の非観血的処置 ③ 食道・胃等における異物除去目的または組織採取目的のための内視鏡的処置 【手術回数の適用について】 「手術の定義」に該当し、かつ「通院」または「入院」の支払限度額を超えない場合は、手術回数を適用せず、通院または入院日数のみを適用します。 >>> 保険金（手術費含む）>通院・入院の支払限度額→手術回数を適用します。 >>> 保険金（手術費含む）≦通院・入院の支払限度額→手術回数は適用しません。	
	「手術の定義」に該当する例	「手術の定義」に該当しない例
	・全身麻酔下における骨折のギプス固定 ・異物誤飲により、全身麻酔下において内視鏡で除去する処置 ・歯肉炎に対する全身麻酔下のスケーリング ・全身麻酔下における内視鏡による組織生検	・術前検査・術後の経過観察(抜糸等)のみの通院

保険金をお支払いできない主な場合

保険期間前に被った傷病 先天性異常 等	■保険期間が始まる前から被っていた傷病 ■保険期間が始まる前に既に獣医師の診断により発見されていた先天性異常		
ワクチン等の予防接種により予防できる病気	■犬パルボウイルス感染症 ■犬ジステンパーウイルス感染症 ■犬パラインフルエンザ感染症 ■犬伝染性肝炎	■犬アデノウイルス2型感染症 ■狂犬病 ■犬コロナウイルス感染症 ■犬レプトスピラ感染症	■猫汎白血球減少症 ■猫カリシウイルス感染症 ■猫ウイルス性鼻気管炎 ■猫白血病ウイルス感染症 ※疾病の発症日がその予防措置の有効期間内であった場合および対象ペットの健康状態等の理由で予防措置を講じることができないと獣医師が判断したことが認められる場合を除きます。
予防に関する費用 等	■予防目的の診療費・ワクチン接種費用 ※ワクチン接種が原因で生じた傷病に対する診療費を除きます。		
	■フィラリア・ノミ・ダニ等の駆虫薬および薬剤投与等の処置に要する費用 ※傷病の治療に対してこれらの駆虫薬を用いる場合を除きます。		
妊娠・出産、 身だしなみ・美容 等	■交配・妊娠・出産(早産、帝王切開、流産、人工流産を含みます)ならびにそれらによって生じた症状および傷病 ■去勢、避妊、歯石取り、歯切り・歯削り(不正咬合を含みます)、爪切り(狼爪の除去を含みます)、耳掃除、肛門腺しぼりおよびこれらに伴う処置ならびに乳歯遺残、停留睪丸、臍ヘルニア、そけいヘルニアに対する処置 ※他の傷病の治療の手段としてこれらの処置またはこれらに対しての処置を行った場合を除きます。 ■断耳・断尾および美容を目的とした処置		
健康診断・代替医療 等	■健康体に行われる検査・健康診断 等 ■中国医学(鍼灸を除きます)、インド医学、ハーブ療法、アロマセラピー、ホメオパシー、温泉療法および酵素療法等の代替医療		
健康食品・医薬部外品 等	■入院中の食餌に該当しない食物および療法食 ■獣医師が処方する医薬品以外のもの(サプリメント等の健康補助食品、医薬品指定のない漢方薬・医薬部外品 等)		
治療費以外の費用 等	■シャンプー剤(効果・効能、薬剤の種別を問わず、シャンプーの用途に用いられるもの)、イヤークリーナー ※動物病院内での処置に用いられた場合を除きます。		
	■時間外診療費および往診料等の診察加算料(初診料・再診料・検査料・処置料・手術料等の基本の診療費に加算される費用)、ペットホテルまたは預かり料、散歩料、入浴費用(トリミング・グルーミング等に係る費用を含み、獣医師の指示により動物病院内で行われる薬浴に係る費用は除きます)、文書料、薬剤等の配達料、カウンセリング料、相談料、指導料、セカンドオピニオンおよびこれらと同種の費用 ■安楽死、遺体処置および解剖検査 ■マイクロチップの埋込費用		
自然災害によるもの	■地震または噴火、これらによる津波、風水害等の自然災害によって被った傷病		
保険契約者・被保険者の行為によるもの	■保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によって被った傷病 等		

保険金をお支払いできない場合について詳しくは、「約款」をご確認ください。

☑ 保険期間

当商品の保険期間は対象ペットの引渡日または申込日のいずれか遅い日より1年です。
ご契約の保険期間については保険証券等をご確認ください。

☑ 保険料と割引について

保険料はペットの種類・品種(体重)・年齢および補償割合により決定します。また、**保険料は、所定の年齢層において、対象ペットの年齢が上がることで毎年変わります。**実際の保険料は条件により、次の割引が適用されます。

多頭割引

多頭割引は、ご契約時点*¹で次の条件のすべてを満たす場合、2件目以降のご契約に適用されます。

- ▶ 割引対象商品を複数ご契約している場合
- ▶ 同一の保険契約者であること(「氏名・住所・生年月日・電話番号」の4点が他契約と一致していること)が確認できる場合

2件目以降のご契約に 次の割引を適用します。	契約数	2～3	4以上
	割引率	2%	3%

!	・ご契約後に契約数や契約内容が変更になっても、ご契約後の割引率は継続時まで変更になりません。
	・1件目のご契約は割引が適用されません。* ² ただし、補償開始日が同一となる契約が複数ある場合に限り、1件目にも割引を適用します。
	・ご契約の解約、クーリングオフ等により、ご契約時点* ¹ で他の契約の確認ができないなど、割引が適用されない場合があります。

*¹ お申込みを当社にて受け付け、当社の審査が完了(引受承諾)した時をいいます。継続契約も同様とします。

*² ご契約の順番は、補償開始日の早い順となります。

☑ 自動継続

すべてのご契約に「継続契約特約」を適用してお引受けしています。当社またはご契約者さまのいずれか一方より別段の意思表示がない限り、**ご契約は自動的に継続となります。**

!	自動継続できない場合や、商品改定等により保険料、補償内容、約款等が変更となる場合があります。その際は「継続契約についてのご案内」にて別途お知らせします。
---	--

自動継続とは

補償内容や保険料の払込方法等を前年の保険契約の保険期間の末日と同条件の契約で継続することです。なお、**保険料は、所定の年齢層において、対象ペットの年齢が上がることで毎年変わります。**

当社より満期日の属する月の約3か月前に継続契約の内容(補償プラン、保険料等)について「継続契約についてのご案内」にてご契約者さまへお知らせします。満期日の属する月の前月10日までに、ご契約者さまによる解約のお手続きがない限り、ご契約は自動的にペット保険「うちの子」に継続となります。

!	お手続きの期限を超過しますと、次年度契約が成立し、継続証が発行またはマイページ上で電子発行されますので、必ず「継続契約についてのご案内」に記載の期日までにお手続きをお願いします。
---	---

継続を希望される場合	継続を希望されない場合
お手続きは不要です。 補償プラン・払込回数等に変更がある場合は、「継続契約についてのご案内」の内容に従って期限までにお手続きください。	お電話または書面でのお手続きが必要となります。 「継続契約についてのご案内」の内容に従って期限までにお手続きください。

ペット保険「うちの子」(継続後)の補償プラン

継続契約は、第2保険期間の補償プランに準じた補償内容で継続します。

支払限度額・ 支払限度日数(回数)	通 院	入 院	手 術
70%プラン 補償割合:70%	1日あたり 12,000 円まで [22日まで]	1日あたり 30,000 円まで [22日まで]	1回あたり 15 万円まで [2回まで]
50%プラン 補償割合:50%	1日あたり 12,000 円まで [22日まで]	1日あたり 12,000 円まで [22日まで]	1回あたり 10 万円まで [2回まで]
30%プラン 補償割合:30%	1日あたり 9,000 円まで [22日まで]	1日あたり 9,000 円まで [22日まで]	1回あたり 4 万円まで [2回まで]
保険期間:「うちの子プラス」の満期日の翌日より1年間			

ペット保険「うちの子」保険料表

月 払													(単位:円)
ペット 年 齢	70%プラン				50%プラン				30%プラン				
	犬A	犬B	犬C	猫	犬A	犬B	犬C	猫	犬A	犬B	犬C	猫	
0~2歳	3,090	3,660	4,990	2,990	2,480	2,890	3,840	2,400	1,840	2,090	2,580	1,780	
3歳	3,490	3,890	5,580	2,990	2,750	3,070	4,260	2,400	2,010	2,190	2,840	1,780	
4歳	3,890	4,230	6,370	3,120	3,040	3,310	4,850	2,470	2,190	2,340	3,180	1,850	
5歳	4,310	4,590	7,200	3,260	3,340	3,570	5,470	2,610	2,370	2,490	3,530	1,930	
6歳	4,750	4,950	8,060	3,550	3,650	3,830	6,080	2,850	2,560	2,650	3,880	2,090	
7歳	5,190	5,490	9,020	3,940	3,980	4,220	6,730	3,150	2,750	2,880	4,260	2,300	
8歳	5,670	6,110	9,980	4,410	4,330	4,660	7,410	3,530	2,940	3,140	4,650	2,560	
9歳(～終身:猫)	6,330	6,930	11,210	4,990	4,800	5,240	8,290	3,980	3,150	3,490	5,160	2,870	
10歳	6,990	7,780	12,550	4,990	5,270	5,850	9,150	3,980	3,450	3,850	5,660	2,870	
11歳	7,720	8,820	13,910	4,990	5,800	6,600	10,010	3,980	3,760	4,300	6,160	2,870	
12歳(～終身:犬)	8,510	9,950	15,650	4,990	6,360	7,600	11,460	3,980	4,130	4,920	6,970	2,870	

年 払													
ペット 年 齢	70%プラン				50%プラン				30%プラン				
	犬A	犬B	犬C	猫	犬A	犬B	犬C	猫	犬A	犬B	犬C	猫	
0~2歳	35,980	42,690	58,160	34,840	28,850	33,700	44,690	27,930	21,400	24,300	30,100	20,740	
3歳	40,630	45,280	65,020	34,840	32,070	35,740	49,630	27,930	23,410	25,570	33,140	20,740	
4歳	45,290	49,280	74,170	36,340	35,410	38,620	56,550	28,740	25,470	27,270	37,050	21,600	
5歳	50,170	53,430	83,940	37,950	38,890	41,600	63,680	30,350	27,620	29,030	41,080	22,500	
6歳	55,290	57,680	93,910	41,390	42,550	44,660	70,860	33,170	29,800	30,830	45,160	24,390	
7歳	60,470	63,940	105,070	45,880	46,410	49,170	78,430	36,720	32,030	33,510	49,600	26,800	
8歳	66,070	71,220	116,290	51,420	50,500	54,270	86,330	41,090	34,300	36,560	54,170	29,770	
9歳(～終身:猫)	73,700	80,720	130,560	58,190	55,940	61,070	96,530	46,420	36,700	40,660	60,070	33,420	
10歳	81,380	90,600	146,210	58,190	61,420	68,160	106,640	46,420	40,240	44,850	65,930	33,420	
11歳	89,950	102,750	162,020	58,190	67,580	76,950	116,610	46,420	43,840	50,140	71,720	33,420	
12歳(～終身:犬)	99,200	115,970	182,300	58,190	74,140	88,500	133,490	46,420	48,080	57,340	81,170	33,420	

- ・ペット年齢とは、補償開始日時点における満年齢のことです。
- ・払込みいただく保険料は、ご契約条件に合わせて上記保険料に多頭割引が適用される場合があります。
- ・**保険料は、所定の年齢層において、対象ペットの年齢が上がることで毎年変わります。**継続契約の保険料については、「継続契約についてのご案内」にてお知らせします。
- ・商品改定等により保険料、補償内容等が変更となる場合があります。その際はご継続前に別途ご案内します。
- ・犬種分類表はパンフレット裏表紙面でご確認ください。

☑ 保険料の払込み

保険料の払込回数

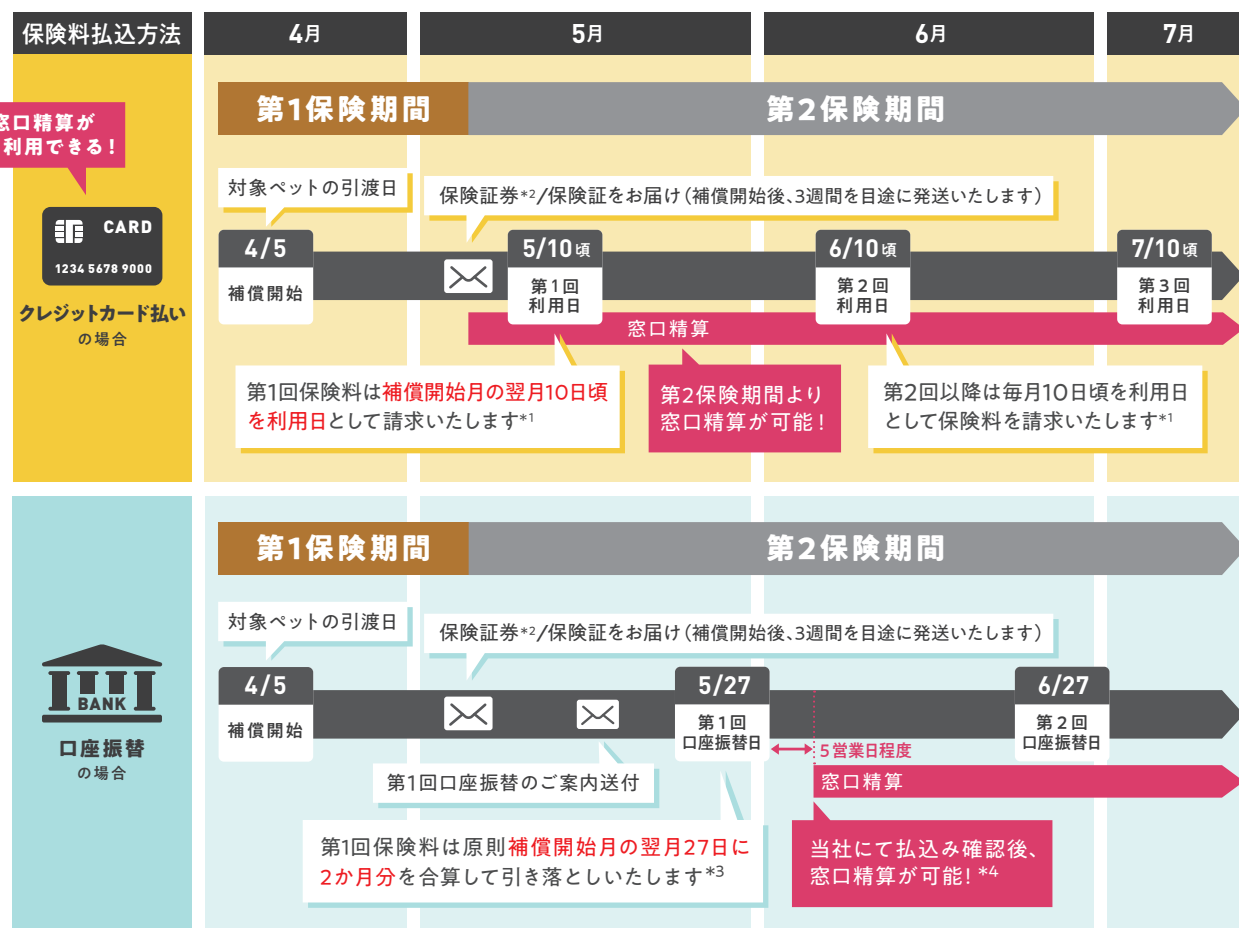
保険料の払込回数は、一括して払い込む「年払」または毎月払い込む「月払」からご選択いただきます。年間で払い込んでいただく保険料の総額は、「年払」の方が「月払」より 約3%少なくなります。

保険料の払込方法

保険料の払込方法は、「クレジットカード払い」と「口座振替」の2通りがあり、それぞれ第1回保険料払込みスケジュールが異なります。

補償開始と保険料払込みスケジュール

例) 4/5 にお申込みおよび対象ペット引渡しをした場合 払込回数: 月払



*1 実際のお客さまの口座からの引落日については、カード会社により異なりますので発行元カード会社へお問合せください。
手続きの状況によっては、第1回・第2回保険料が2か月分合算で請求させていただく場合があります。

*2 約款・通知物等のペーパーレス化を選択した場合はお届けしませんので、マイページでご確認ください。

*3 提携金融機関の締切日によっては補償開始月の翌々月に3か月分の保険料が合算で引落しになる場合があります。

*4 当社にて第1回保険料の払込みの確認(口座振替日から5営業日程度)ができ次第、アイペット対応動物病院での窓口精算が可能となります。

※お申込内容に不備がある場合、上記スケジュールと異なる場合があります。

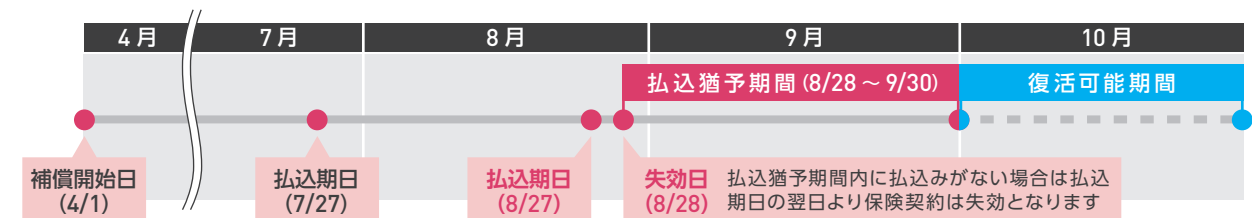
保険料の払込猶予期間等の取扱い

払込期日の翌日から払込期日の属する月の翌月末日までは、保険料の払込猶予期間となります。
払込猶予期間を過ぎても保険料の払込みがなかった場合には、保険契約は解除または失効となります。

保険契約の復活について

保険契約が失効となった場合、失効日からその日の属する月の翌々月末日まで(復活可能期間)は、当社の承諾を得て保険契約を復活することができます。

【例】払込期日(8/27)に保険料の払込みがなかった場合(口座振替・月払の場合)



・払込猶予期間中の診療分の保険金請求については、未払込みの保険料の払込み確認後に保険金をお支払いします。

・失効日から復活した時までの間に、対象ペットが被った傷病および発生した診療費については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

☑ 解除・失効と返還保険料

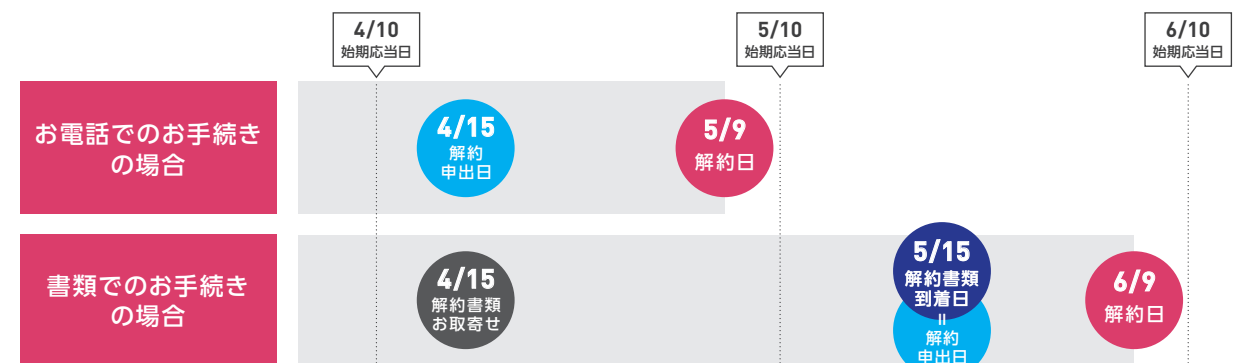
保険契約を解約(保険契約者のお申し出により、保険期間の途中で保険契約を解除すること)する場合は、お電話または書面での手続きが必要となりますので、コンタクトセンターお客さま総合ダイヤルまでご連絡ください。解約のお手続き方法や返還保険料についてご案内します。

解約日について

・解約日は当社に解約のお申し出をいただいた日(解約申出日)の、次に到来する始期応当日*の前日となります。
書類でのお手続きの場合、解約申出日は解約書類が当社に到着した日となり、解約申出日の次に到来する始期応当日*の前日が解約日となります。

*始期応当日とは、ご契約後の保険期間中に迎える毎月の補償開始日に相当する日(同じ日)のことです。

例) 補償開始日が1月10日の場合 → 始期応当日は毎月10日



解約のお手続きに際し、以下の事項にご確認ください。

・解約のお申し出をいただき当社が解約を受け付けた後は、解約の撤回ができません。

・解約日の翌日以降に発生した診療費については補償対象外となります。

・解約後に新たにペット保険への加入を希望される場合には、ペットの年齢や既往歴等によってはお引受けできない場合があります。

返還保険料について

保険料が年払の場合

領収した保険料より、既経過期間*に対応する短期料率によって計算した保険料を差し引いた額を、所定のお手続き完了後に返還します。なお、保険期間の途中で解約された場合の返還保険料は、払い込んでいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。

*既経過期間は月単位の期間となります。日単位ではないためご注意ください。

ペット保険「うちの子プラス」の短期料率

既経過期間		1か月まで	2か月まで	3か月まで	4か月まで	5か月まで	6か月まで	7か月まで	8か月まで	9か月まで	10か月まで	11か月まで	1年まで
第2保険期間の補償プラン	70%プラン	34%	40%	46%	52%	58%	64%	70%	76%	82%	88%	94%	100%
	50%プラン	35%	41%	47%	53%	59%	65%	71%	77%	82%	88%	94%	100%
	30%プラン	39%	44%	50%	55%	61%	66%	72%	78%	83%	89%	94%	100%

※ペット賠償責任特約およびペット保険「うちの子」(継続後)の短期料率

既経過期間	1か月まで	2か月まで	3か月まで	4か月まで	5か月まで	6か月まで	7か月まで	8か月まで	9か月まで	10か月まで	11か月まで	1年まで
短期料率	30%	37%	43%	49%	56%	62%	68%	75%	81%	87%	94%	100%

保険料が月払の場合

返還保険料はありません。

❗ 既経過期間に対応する保険料のうち未払込みの保険料がある場合は、その分を請求します。

☑ 対象ペットの死亡と返還保険料

対象ペットが死亡した場合は、保険契約は失効となります。なお、お電話または書面でのお手続きが必要となりますので、コンタクトセンターお客さま総合ダイヤルまでご連絡ください。お手続き方法や返還保険料についてご案内いたします。

❗ 対象ペットが死亡した日を証明する書類(診療明細書・死亡診断書 等)がある場合は、ペットが死亡した日からご契約が失効となります。ペットが死亡した日を証明する書類がない場合は、当社に死亡の申し出をいただいた日からご契約は失効となります。

返還保険料について

領収した保険料より、失効日からの未経過期間に対応する保険料を日割りをもって計算した額を、所定のお手続き完了後に返還します。既経過期間に対応する保険料のうち未払込みの保険料がある場合は、その分を請求します。

☑ 契約者情報等の変更

契約内容に変更があった場合は、インターネット上のマイページより変更のお手続きまたは変更に必要な書類のお取寄せをしていただくか、ご契約者さまからコンタクトセンターお客さま総合ダイヤルまでご連絡ください。ご連絡がない場合は、継続契約についてのご案内等の各種ご案内ができないほか、保険金をお支払いできないこともありますのでご注意ください。

マイページとは？

ご契約者さま専用のインターネットサービスです。

契約内容の閲覧や連絡先情報・保険料払込方法の変更のほか、契約内容・保険金支払履歴の確認や継続契約の保険証に使用するペット写真の変更などが可能です。

マイページで登録方法

右記のマイページログイン画面よりユーザー登録してください。登録には有効なご契約の証券番号・ご契約者さまの生年月日・メールアドレスが必要となりますのでご準備ください。

アイペットマイページ検索

https://mypage.ipet-ins.com/



※一部の变更手続き書類はコンビニエンスストアでもプリント可能です。(印刷代無料)
詳しくは当社のWEBサイトの「各種お手続きについて」にてご確認ください。

アイペット検索



☑ 親族登録制度

保険契約者があらかじめ登録した登録親族による契約内容の照会、手続書類の請求および、当社による登録親族に対する契約者連絡先の開示等の手続きを通じて、保険契約者に対する適切なサポートを可能とするための制度です。

制度のご利用例

- ▶ 契約者が高齢である、あるいは障がいがある等の理由により、問合せが難しいため、代わりに登録親族に説明してほしい
- ▶ 契約者が長期入院することとなるため、登録親族による書類の取寄せ等を可能にしたい 等

親族の登録について

登録親族の範囲	(1) 契約者の配偶者 (2) 契約者の3親等以内の親族 (3) その他当社の認める者
登録人数	1名のみ
【利用可能となる手続き】 登録親族	(1) 契約内容の照会 (2) 各種書類の送付依頼 (3) 各種手続き方法等に関する問合せ 等
【対応可能となる手続き】 当社	(1) 登録親族に対する、保険契約内容や契約者連絡先等の個人情報の開示 (2) 登録親族への連絡、および契約者連絡先の確認 等
登録方法	(1) 裏表紙記載のコンタクトセンターお客さま総合ダイヤル、あるいはWEB問合せ窓口へ、ご契約者さま、または被保険者さまよりお申し出ください。 ※ご契約者さま・被保険者さま以外からのお申し出は、承ることができません。 (2) ご契約者さまご本人から、「親族登録制度申込書兼変更・削除申請書」のご提出が必要になります。

保険金のご請求について

保険金のお支払い事由が生じた場合はもちろんのこと、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点がある場合につきましても、当社までお気軽にご連絡ください。

保険金を請求できる方

- ① 保険証券等記載の被保険者（記名被保険者）**
- ② 記名被保険者の配偶者**（内縁の相手方*1 および同性パートナー*2を含みます）
- ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族**
- ④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子**

※ 内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思（同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思）をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合に限り、配偶者に含まれます。

保険金の計算例(70%プランご契約時)

お支払いする保険金は、補償対象の診療費に補償割合を乗じた額と
通院・入院・手術1回あたりの支払限度額のいずれか低い額となります。

補償割合	支払限度額	当社がお支払いする保険金
第1保険期間(100%補償)	1日通院し、補償対象の診療費が3万円だった場合	
$30,000 \text{ 円} \times 100\% = 30,000 \text{ 円}$	支払限度額 通院1日あたり25,000円まで	25,000円
第2保険期間(70%補償)	1日通院し、補償対象の診療費が2万円だった場合	
$20,000 \text{ 円} \times 70\% = 14,000 \text{ 円}$	支払限度額 通院1日あたり12,000円まで	12,000円

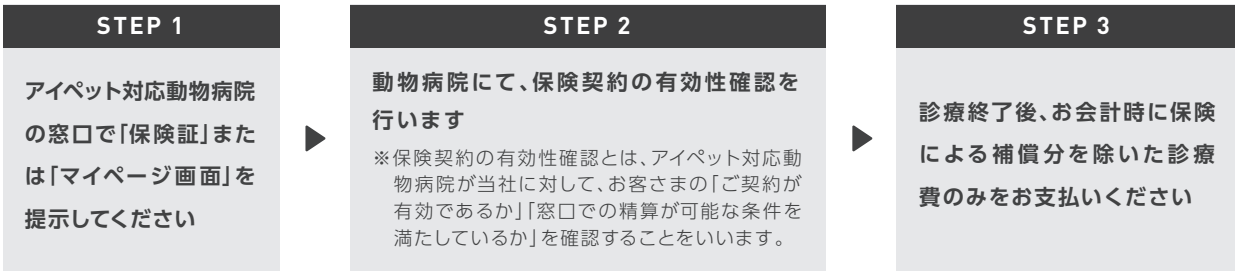
☑ 保険金請求手続きの流れ

アイペット対応動物病院以外の場合 **【 直接請求のみ 】**

ご契約のしおり

☑ 窓口精算

アイペット対応動物病院において「保険証」等を提示して窓口精算を受けられた場合は、被保険者さまに代わってその対応動物病院が当社へ保険金を請求・受領することとなります。



保険金請求書類の記入・郵送の必要はありません。

※後日、診療内容に関して当社から照会をさせていただく場合や、動物病院でのお支払額との差額精算（追加でのお支払い・お受取り）が生じる場合があります。
※動物病院での窓口精算後、補償形態が変更になる場合がございます。
例）「通院補償⇔入院補償」「入院・手術補償⇔入院補償」等（通院・入院・手術の定義についてはP15を参照ください）

窓口精算ができない場合は一旦診療費の全額をお支払いいただき、P.26の「直接請求」をお読みのうえ、ご請求ください。

窓口精算ができない場合の例

- ▶ 1か月目（第1保険期間）に発生した傷病について動物病院で診療を受けた場合
- ▶ 「アイペット対応動物病院」以外の動物病院で診療を受けた場合
- ▶ 「アイペット対応動物病院」の窓口にて保険契約の有効性確認ができない場合
 - 例 ・被保険者さまが動物病院へ「うちの子プラス」の保険証を持参し忘れ、マイページ画面も提示できない場合
 - ・当社にて保険料の入金が確認できていない場合
- ▶ ほかに提出書類が必要となる場合
 - 例 適切にワクチンの予防措置をしていたにもかかわらず、予防措置の有効期間内で予防できる感染症の診療を受けた時
 - ※「ワクチン接種証明書」を添付のうえ当社へ直接ご請求ください。
- ▶ 保険金をお支払いできない場合
 - 例 ・被保険者さまではない方が診療費を負担した場合
 - ・支払限度日数（回数）を超えた場合 等

☑ 直接請求

全国すべての動物病院での診療費*が保険の対象です。*補償対象外の診療費を除きます。

動物病院の窓口で診療費の全額を一旦お支払いいただき、保険金請求書類を封書にて当社までご郵送ください。下表の必要な保険金請求書類および当社が必要に応じて求める書類が当社に到着した後、30日以内に保険金をお支払いします。なお、保険金をお支払いするために特別な確認・調査・照会等が必要となった場合は、次のとおりとします。

特別な調査や照会等が必要となる場合の事由	期間
保険金の算出に必要な事項等を確認するために、動物病院、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会が必要となる場合	90日
災害救助法が適用された災害の被災地域における、保険金の算出に必要な事項等の調査が必要となる場合	60日

必要な保険金請求書類	動物病院で診療明細書が発行される場合	動物病院で診療明細書が発行されない場合	書類入手方法	備考
保険金請求書兼同意書	●	●	・当社WEBサイトまたはマイページよりダウンロード ・コンビニエンスストアでのプリント* ・当社より郵送	
診療明細書（原本） ※コピー不可	●		・動物病院	下記の内容が記載されていることをご確認ください。 ・被保険者氏名 ・ペットのお名前 ・動物病院情報（病院名・所在地・電話番号） ・診察日 ・診療項目（〇〇検査、〇〇薬など）とそれぞれの料金
領収証（原本） ※コピー不可		●	・動物病院	動物病院等の記名・押印があることをご確認ください。
アイペット指定の診療明細書		●	・当社WEBサイトまたはマイページよりダウンロード ・コンビニエンスストアでのプリント* ・当社より郵送	動物病院にお持ちになり、記入していただけてください。

※文書発行・作成費用が発生する場合は、お客さまのご負担となります。
*コンビニエンスストアでのプリントは印刷代無料です。詳しくは当社のWEBサイトにてご確認ください。

当社WEBサイトはこちら ▶ <https://www.ipet-ins.com/> マイページはこちら ▶ <https://mypage.ipet-ins.com/>

上記保険金請求書類の準備ができましたら、封書にて当社までご郵送ください。

書類送付先 〒209-8790 日本郵便株式会社 東京多摩郵便局 私書箱第35号
TOPPANエッジ(株)内 アイペット損害保険株式会社 保険金請求受付係 行

ご提出いただいた診療明細書等の書類はご返却できませんのであらかじめご了承ください。文書発行・作成費用は、お客さまのご負担となります。

当社から保険金の支払いが完了した後、支払完了通知を送付します。

☑ ペット賠償責任特約

被保険者さまが管理している犬または猫が他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして損害を与えたことにより、法律上の損害賠償責任を負った場合に、1事故につき500万円の範囲内で保険金をお支払いします。

※上記の損害賠償金のほか、当社の承認を得て支出した訴訟費用・弁護士費用なども補償します。

- ・保険期間中にこの特約を付帯または削除することはできません。
- ・次の場合には、この特約と補償が重複することがありますのでご注意ください。
 - ▶ 既にこの特約を付帯している他のご契約がある場合
 - ▶ 他の個人賠償責任保険等に加入している場合
- ・複数のペットを飼育されている場合で「ペット賠償責任特約」を付帯している保険契約を解約される際には、他のペットについても本特約の補償対象外となりますのでご注意ください。
- ・「ペット賠償責任特約」における被保険者については、責任無能力者は含まれません。

保険金をお支払いできない主な場合

損害賠償責任が発生しない場合

- ▶ **ドッグラン参加中の犬同士の衝突の場合**
ドッグラン参加中の犬同士の衝突により、飼い犬が他人の犬にケガを負わせた場合において、飼い主が動物占有者として相当の注意を尽くしていた場合は、衝突した犬の飼い主である被保険者さま側に過失責任が生じないことがあります。被保険者さまが法律上の損害賠償責任を負わない場合には、保険金のお支払いができません。
- ▶ **ペットが被保険者さま以外の方の管理下にある場合**
被保険者さま以外の方にペットを預け、その方の明らかな管理不足や過失によって事故が発生した場合、被保険者さまに法律上の損害賠償責任が発生しないことがあり、その場合は保険金のお支払いができません。

損害賠償責任が発生してもお支払いできない場合

- ▶ 被保険者さまと同居している親族に対する損害賠償責任
- ▶ 被保険者さまが所有・使用または管理する他人の財物（他人から預かっている物等）についての損害賠償責任
- ▶ ペット動物を使用して対価を得る職務の遂行に直接起因する損害賠償責任

「ペット賠償責任特約」の保険金をお支払いできない場合について詳しくは、「約款」をご確認ください。

- ❗ その他、事故発生の事実関係が不明な場合は、保険金のお支払いができません。
例) 飼い猫が単独で屋外にいる間の事故で、それによる損害が被保険者さまの飼い猫が原因なのかが不明な場合

事故発生時のお手続き

損害賠償責任を負う可能性のある事故が発生した場合は、遅滞なくコンタクトセンターお客さま総合ダイヤルまでご連絡ください。損害賠償事故の受付と保険金請求手続きのご案内をします。また、事故の相手方（損害賠償請求者）と示談される場合も、示談締結前に必ずご連絡ください。

- ❗ 事前にご連絡がなく弁護士委任あるいは示談解決された場合は、負担された金額の一部または全部について保険金をお支払いできない場合がありますので、ご注意ください。

示談交渉について

ペット賠償責任特約においては、当社の担当者が被保険者さまに代わって、直接被害者等（損害賠償請求者）との連絡や示談交渉を行う等のいわゆる示談代行はできませんので、ご注意ください。損害賠償責任の有無・賠償額等について、担当者より被保険者さまにアドバイスをさせていただきます。

【個人情報の利用目的】

保険契約の履行（損害調査、保険金支払の可否、支払保険金の算定等）・保険引受判断・各種サービスの提供等のために、保険事故の関係者（動物病院、損害保険会社、少額短期保険会社、共済、保険事故の当事者等）、業務委託先（保険代理店を含む）、その他必要な関係先に対して提供を行い、またこれらの者から提供を受ける事があります。

【医療照会】

当社は、事実確認を行うために関係者（医療機関関係者を含む）等に対し、保険金請求のあった診療に関する情報の提供（治療、検査、関連する他の診療等に関する説明を含む）を求める事があります。

※保険金受取口座のご指定がない場合は、保険料の振替口座や過去に保険金をお支払いした口座にお支払いします。

保険金請求書 兼 同意書

当社へ直接請求する場合は、次ページの「保険金請求書 兼 同意書」をコピーのうえご利用ください。

保険金請求書類は当社のWEBサイトよりダウンロードいただくか、コンビニエンスストアでのプリント（印刷代無料）も可能です。
詳しくは当社のWEBサイトの「保険金のご請求について」をご確認ください。



コンビニエンスストアでのプリントの場合、同時プリントされる「宛名シート」をお手持ちの定型封筒に貼り付けてご使用いただくと、切手不要でお送りいただくことが可能です。
また「宛名シート」は当社のWEBサイトの「保険金のご請求について」からもダウンロード可能です。

書類送付先

〒209-8790 日本郵便株式会社 東京多摩郵便局 私書箱第35号
TOPPANエッジ(株)内 アイペット損害保険株式会社 保険金請求受付係 行

ご契約のしおり

当社の個人情報の取扱いについては以下のとおりとさせていただきます。

- ① **個人情報の適正な取得**
当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。
- ② **個人情報の利用目的**
当社は、取得した個人情報（個人番号および特定個人情報を除く）を、以下の目的に必要な範囲で利用します。
- a. 損害保険業務および付帯・関連するサービスの販売・案内・提供（保険契約の引受審査、維持・管理、損害査定業務等）
- b. 当社グループ会社・提携先企業とその関連会社・当社代理店・その他の当社が有益と判断した企業・団体等の商品・サービス・イベントキャンペーン・セミナー等に関する情報の案内
- c. 市場調査およびデータ分析やアンケート等による保険商品や関連するサービス等の研究・開発
- d. 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
- e. お問合せ・依頼等への対応、その他お客さまとの取引を適切かつ円滑に履行するため
- ③ **個人データの第三者への提供**
当社は、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データ（個人番号および特定個人情報を除く）を提供しません。
- a. 法令に基づく場合
- b. 当社の業務遂行上必要な範囲で、保険代理店等の業務委託先に提供する場合
- c. 第一生命ホールディングス株式会社および第一生命ホールディングスの子会社等および提携先企業とその関連会社との間で共同利用を行う場合
- d. 損害保険会社等との間で共同利用を行う場合
- ④ **個人データおよび特定個人情報等の取扱いの委託**
当社は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人データおよび特定個人情報等の取扱いを外部に委託することがあります。当社が外部に個人データおよび特定個人情報等の取扱いを委託する場合には、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。当社では、例えば次のような場合に、個人データおよび特定個人情報等の取扱いを委託します。
- a. 保険契約の募集に関わる業務
- b. 損害調査に関わる業務
- c. 情報システムの開発・保守・運用に関わる業務
- d. 支払調書等の作成および提出に関わる業務
- e. 個人番号関係事務に関わる業務

当社の個人情報の取扱いに関する詳細はプライバシーポリシー (<https://www.ipet-ins.com/privacypolicy>) をご確認ください。

☒ 会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しております。当商品は「損害保険契約者保護機構」の対象となるため、引受保険会社が破綻した場合でも保険金、解約返戻金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻後から3か月間に発生した事故による保険金は100%補償されます。